平成２４年（フ）第９４号
青森県三沢市花園町１丁目５番16号　ハイム花園101号
破産者　藤田　　唯
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２０号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第５地割202番地
破産者　外舘　敏朗
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第４２号
新潟県長岡市三和２丁目11番37号、申立て時の住所新潟県南魚沼市六日町1940番地
破産者　菅原　　輝
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
金沢市伏見台１丁目７番24号　リバティ長永203号、従前の住所金沢市窪４丁目560番地２
破産者　市中　　昇
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
金沢市八日市４丁目９番地１　小村アパート305号、従前の住所金沢市湊２丁目120番地10
破産者　アッパーカスタム＆サービスこと　石川　　大
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３３号
山梨県甲府市住吉３丁目15番４号
破産者　上田　智洋
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢5613番地
破産者　角田　智洋（旧姓玉垣・窪田）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
長野県諏訪郡原村440番地イ
破産者　黒坂　　崇
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８８号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目18番14号
破産者　中澤三樹雄
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２７９号
愛知県一宮市佐千原字南切野４番地１　県営一宮北住宅１棟408号
破産者　菅　小百合
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２６号
愛知県丹羽郡大口町下小口二丁目82番地　グランデ82―202号
破産者　堀田あゆみ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９３号
大津市茶が崎３―６　ルネ大津皇子ケ丘ロイヤルビュー701号室、前住所滋賀県高島市勝野611番地
破産者　梅川呉服店こと　梅川　勝則
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２４号
広島市南区京橋町７番11―401号
破産者　湯川　修藏
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３０号
長崎県長崎市片淵４丁目９番８号　メゾンドエミュウ205、旧住所長崎県長崎市西山３丁目21番８号
破産者　荒川　照久
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
熊本県菊池市泗水町南田島1365番地１、前住所熊本市北区龍田弓削１丁目31番７号
破産者　下村　浩司
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６５３号
熊本市中央区水前寺公園５番19号　シティハウス23―307号、住民票上の住所熊本市西区花園５丁目18番22―１号
破産者　後藤　一之
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地５―103号
破産者　藤原　　匡
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
福岡県糸島市二丈田中441番地13
破産者　椎葉　佳奈
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１３号
福岡市城南区堤２丁目６番１号
破産者　泉川　忠文
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部